

事務連絡  
平成31年4月1日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

地域限定保育士に関する周知について

保育施策の推進については、日頃から格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「国家戦略特別区域法」（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）については、平成27年度より特区法第12条の5第6項又は第12項に基づき、都道府県等において国家戦略特別区域限定保育士試験（以下「地域限定保育士試験」という。）が実施されており、初年度に合格し地域限定保育士として登録された者は、今年で登録後3年を経過することとなります。それに伴い、当該地域限定保育士は、通常の保育士と同様に、国家戦略特別区域（以下「特区」という。）の区域外でも就労できることとなるため、当制度について、下記のとおり、改めて周知いたします。

各都道府県民生主管部局におかれましては、管内市区町村民生主管部局に周知いただくとともに、登録事務処理センターなどの関係機関や児童福祉施設等において適切な運用が行われるようお願いいたします。

記

1. 地域限定保育士について

地域限定保育士試験に合格した者は、地域限定保育士として都道府県知事等の登録を受け、登録後3年間は、受験した自治体（ただし特区事業を実施する区域内に限る。）のみで地域限定保育士として働くことができます。

また、登録の日から起算して3年を経過した日（以下「3年経過日」という。）以降は、特区事業を実施する区域以外の自治体においても保育士として働くことが可能となります。

## 2. 地域限定保育士登録証について

地域限定保育士として登録を受けた者は、「厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則」（平成26年厚生労働省令第33号）第4条第1項に基づき、地域限定保育士登録証が交付されます（別添1）。

地域限定保育士登録証は、「児童福祉法施行規則」（昭和23年厚生省令第11号）第6条の32第1項に基づき交付される保育士登録証（別添2）と様式が一部異なりますが、3年経過日以降は保育士登録証とみなされ、全国で有効な登録証となりますので、適切に取扱いいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

※地域限定保育士登録証は、地域限定保育士登録証に記載された「登録年月日」に3年を加算した日から全国で有効となります。

（例）登録年月日：平成28年4月1日  
⇒平成31年4月1日から有効

## 3. 地域限定保育士登録簿の引き継ぎについて

特区法第12条の5第12項の規定により、指定都市が地域限定保育士試験を実施した場合は、地域限定保育士は当該指定都市の地域限定保育士登録簿に登録を受ける必要があります。3年経過日以降、当該地域限定保育士は、特区法第12条の5第12項の規定により読み替えて適用する同条第11項の規定に基づき、当該指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事により登録を受けたとみなされるため、当該指定都市の長は、「国家戦略特別区域法施行令」（平成26年政令第99号。以下「特区政令」という。）第11条の規定に基づき、当該地域限定保育士の氏名、生年月日、その他厚生労働省令で定める事項を、当該都道府県知事に引き継がなければなりません。

※その他厚生労働省令で定める事項

- ・登録番号及び登録年月日
- ・本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）
- ・国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有したこととなった年月

#### 4. 地域限定保育士に関するQ & Aについて

地域限定保育士の登録に関する事務等について、別紙のとおり、Q & Aをまとめましたので、参考にしていただきますようお願いします。

(別紙)

## 地域限定保育士制度に関するQ & A

(問1) これまでに地域限定保育士試験を実施した自治体を教えてください。

(答) 以下の自治体で実施しております。

平成27年度：神奈川県、大阪府、沖縄県、千葉県（成田市）

平成28年度：大阪府、仙台市

平成29年度：神奈川県、大阪府

平成30年度：神奈川県、大阪府

(問2) 3年経過日以降、地域限定保育士登録証を保育士登録証へ変更してもらうことは可能ですか。

(答) 特区政府令第9条の規定により、3年経過日以降、地域限定保育士登録証は保育士登録証とみなされるため、基本的には地域限定保育士登録証をそのまま使用していただくことになります。

ただし、3年経過日以降に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項に基づき、登録事項の書換え交付を申請した場合や、登録証の紛失、破損、汚損に基づく再交付を申請した場合には、保育士登録証が交付されます。

(問3) 登録証の書換え交付を申請する場合や、登録証の再発行を申請する場合、3年経過日前後で、申請に用いる書類も変更になるのでしょうか。

(答) 3年経過日より前に書換え交付や再交付の申請を行う場合は、地域限定保育士登録証用の申請書を用いる必要があります。一方、3年経過日以降は、保育士登録証用の申請書を使用していただくことになります。

(問4) 3年経過日以降に、書換え申請や再交付申請により保育士登録証が発行された場合、保育士登録証の資格要件、試験合格年月および登録年月日はどのような記載になるのでしょうか。

(答) 資格要件は「保育士試験全科目合格」になり、試験合格年月日および登録年月日は、地域限定保育士登録証において記載されていた日付が、記載されます。

(問5) 3年経過日以降に、書換え申請や再交付申請により、地域限定保育士登録証にかわり発行された保育士登録証は、通常の保育士登録証と何か違いがありますか。

(答) 地域限定保育士の登録番号は、(都道府県(政令市)) - 9 × × × × ×ですが、通常の保育士の登録番号は、(都道府県) - × × × × × (昇順の番号が付与)となります。このため、地域限定保育士登録証にかわり発行された保育士登録証は、登録番号の一桁目が9となります。

(問6) 地域限定保育士登録簿から保育士登録簿へ内容の引き継ぎを行う際、保育士登録簿の内容を変更する必要がありますか。(例えば、登録番号を「仙台市-9 × × × × ×」から「宮城県-× × × × × ×」に変更。)

(答) 不要です。特区政令第11条では、氏名、生年月日、その他厚生労働省令で定める事項の引き継ぎについて規定しておりますが、記載事項の変更については言及しておりません。

(問7) 地域限定保育士として仙台市に登録された場合、地域限定保育士登録証の登録番号は仙台市のものですが、3年経過日以降、書換え交付や再交付を申請した際、保育士登録証の発行者は、仙台市長と宮城県知事のどちらになるのでしょうか。

(答) 宮城県知事になります。このように、登録番号と発行者が異なる場合も想定されますが、有効な保育士登録証として、他の自治体におかれましても適切な取扱いをお願いします。